

居宅サービス計画を自己作成する方へ

居宅サービス計画を自己作成して、介護保険の在宅サービスを利用する場合には、次の手続きが必要になります。

在宅サービスを受けるまでの流れ

1. 必要な書類の入手

居宅サービス計画を自己作成するために必要な書類を、市役所高齢者支援課で入手してください。

〔自己作成に必要な書類等〕

	書類名		提出先
①	居宅サービス計画作成届出書	初回提出時に限り提出してください。 また、居宅介護支援事業者作成から自己作成に切り替える場合も、提出が必要となります。	市役所
②	サービス利用票 (別表含む)	市役所が、給付管理票を作成するため必要となります。支給限度額内かを確認し、写しを取った後、返却します。	市役所
③	サービス提供票 (別表含む)	サービス事業者にて受理されると、被保険者にサービスが提供されます。毎月、サービス提供開始前に、サービス事業者へ送付してください。	サービス事業者
④	被保険者証	居宅サービス計画作成届出書を提出する際に添付してください。居宅介護支援事業者及びその事業所の名称欄に、届出年月日、自己作成と記入の上、返却します。	市役所

2. 居宅サービス計画の原案の作成と 支給限度額の確認・利用者負担額の計算

3. サービス利用票の作成

居宅サービス計画の原案に基づきサービス利用票を作成し、介護サービス事業者に仮予約をしてください。

4. 市役所へ届け出及び必要書類の提出

提出書類（サービス支給月の前月の末日まで）
①居宅サービス計画作成届出書（初回のみ）
④被保険者証（初回のみ）
②サービス利用票（別表含む）
支給限度額を確認し、写しをとって返却します。

5. サービス提供票作成及び事業者へ送付

市役所へサービス利用票を提出したら、③サービス提供票を作成し、事業者に送付してください。

6. サービス提供実績を市役所へ提出

サービス支給月の翌月の3日までに、サービス提供実績を市役所へ提出してください。

〔お問い合わせ先〕

市原市役所 保健福祉部 高齢者支援課 0436(22)1111
給付班 内線2283 2287

記載事項の説明

1

居宅サービス計画（ケアプラン）を初めて自己作成する場合は「**新規**」へ、自己作成に変更する場合は「**変更**」を丸で囲んでください。

2

介護保険被保険者証の「**被保険者番号**」を記入してください。

3

被保険者本人の「**氏名**」、「**生年月日**」、「**性別**」を記入してください。

4

自己作成に変更する場合のみ、「**変更事由**」、「**変更年月日**」を記入してください。

5

市への「**届出書提出日**」、被保険者本人の「**住所**」、「**氏名**」、「**電話番号**」を記入してください。

届出の注意事項

- 1、届出書は、居宅サービス計画（ケアプラン）を自己作成することが決まり次第、速やかに市原市役所高齢者支援課へ提出してください。
- 2、介護保険被保険者証もしくは介護保険資格者証を添えて届出書を提出してください。
- 3、届け出のない場合、サービスに係る費用をいったん、全額自己負担していただくことがあります。
- 4、介護保険施設に入所している方は、施設にて施設サービス計画を作成するので、届け出の必要はありません。
- 5、要介護・要支援認定申請において、認定結果が非該当となった方は介護保険のサービスを利用することはできませんので、届け出の必要はありません。

居宅サービス計画作成届出書

1										
区 分 新規・変更										
被保険者氏名					被保険者番号					
フリガナ イチハラ タロウ					1 0 0 0 9 9 9 9 9					
市原 太郎					生年月日				性 別	
					明・大・昭 9 年 10 月 1 日				男 ・女	
3 居宅サービス計画作成区分										
<h3 style="margin: 0;">自己作成</h3>										
自己作成に変更する場合の事由等					※自己作成に変更する場合のみ記入して下さい。					
4 変更年月日 (平成 年 月 日付)										
市原市長 様 居宅サービス計画作成を自己作成することを届け出します。 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日										
5										
住 所 市原市国分寺台中央1-1-1 電話番号 0436 (22) 1111 被保険者 氏 名 市原 太郎										
保険者確認欄		<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者事業所番号								

- (注意) 1 この届出書は、要介護認定の申請時に、若しくは、居宅サービス計画作成を自己作成にする事が決まり次第、被保険者証を添えて、速やかに市原市へ提出してください。
- 2 居宅サービス計画作成を自己作成に変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず市原市に届け出てください。届け出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

居宅サービス計画作成届出書

区 分
新規・変更

被保険者氏名	被保険者番号
フリガナ	
	生年月日
	性 別
	明・大・昭 年 月 日
	男・女

居宅サービス計画作成区分

自己作成

自己作成に変更する場合の事由等 ※自己作成に変更する場合のみ記入して下さい。

変更年月日
(平成 年 月 日付)

市原市長 様

居宅サービス計画を自己作成することを届け出します。

平成 年 月 日

住 所

電話番号 ()

被保険者

氏 名

保険者確認欄

- 被保険者資格 届出の重複
 居宅介護支援事業者事業所番号

- (注意) 1 この届出書は、要介護認定の申請時に、若しくは、居宅サービス計画作成を自己作成にする事が決まり次第、被保険者証を添えて、速やかに市原市へ提出してください。
- 2 居宅サービス計画作成を自己作成に変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず市原市に届け出てください。届け出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。